

第 1 決算の概要

平成 23 度の一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入 5,738,567,555 円、歳出 5,052,821,368 円であり、予算現額に対して歳入は 110.2%、歳出は 97.0%である。

また、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は 685,746,187 円であり、翌年度へ繰越となる実質収支も、685,746,187 円である。

(単位：円)

会 計 名		一 般 会 計	清 掃 事 業 特 別 会 計	廃 棄 物 発 電 事 業 特 別 会 計	計
予 算 現 額		85,760,000	4,628,164,000	494,885,000	5,208,809,000
決 算 額	歳 入 A	90,028,808	4,848,296,274	800,242,473	5,738,567,555
	歳 出 B	80,475,470	4,482,425,847	489,920,051	5,052,821,368
形式収支 C (A－B)		9,553,338	365,870,427	310,322,422	685,746,187
翌年度へ繰り越 すべき財源 D		0	0	0	0
実質収支 (C－D)		9,553,338	365,870,427	310,322,422	685,746,187

第2 一般会計

1 歳 入

平成 23 年度の決算額は 90,028,808 円で、予算現額に対して 105.0%となっており、その内訳は次のとおりである。

(1) 分担金及び負担金

分担金及び負担金の決算額 79,409,000 円は、組合運営費負担金 33,475,000 円、保健衛生費負担金 31,805,000 円、スポーツ施設費負担金 14,129,000 円である。

(2) 県支出金

県支出金の決算額 2,891,000 円は、病院群輪番制運営事業補助金である。

(3) 財産収入

財産収入の決算額 76,811 円は、財政調整基金（平成 23.3.31 現在 55,690,804 円）の一時運用利子である。

(4) 諸収入

諸収入の決算額 5,397 円は、預金利子 19 円、地方公務員災害補償基金過納額還付金 5,378 円である。

(5) 繰越金

繰越金の決算額 7,642,100 円は、平成 22 年度より繰越したものである。

(6) 使用料及び手数料

使用料及び手数料の決算額 4,500 円は、敷地内占用料である。

2 歳 出

平成 23 年度の決算額は 80,475,470 円で、予算現額に対して 93.8%となっており、その内訳は次のとおりである。

(1) 議会費

議会費の決算額 1,082,233 円は、予算額 1,462,000 円に対し 74.0%の執行率である。

これは、主に報酬 434,831 円、旅費 40,500 円、需用費 60,302 円、委託料 516,600 円であり、不用額は 379,767 円である。

(2) 事務局費

事務局費の決算額 30,607,400 円は、予算額 34,302,000 円に対し 89.2%の執行率である。

これは、主に人件費（給料、職員手当等、共済費）24,863,422 円、旅費 36,000 円、需用費 807,028 円、役務費 376,448 円、委託料 715,113 円、使用料及び賃借料 1,797,012 円、負担金補助及び交付金 1,686,566 円、積立金 76,811 円であり、不用額は 3,694,600 円である。

(3) 衛生費

衛生費の決算額 34,695,936 円は、予算額 34,867,000 円に対し 99.5%の執行率である。

これは、病院群輪番制実施病院に対する補助金であり、不用額は 171,064 円である。

〔富山市民病院・富山赤十字病院・済生会富山病院・
厚生連滑川病院・かみいち総合病院〕

(4) スポーツ施設費

スポーツ施設費の決算額 14,089,901 円は、予算額 14,129,000 円に対し 99.7%の執行率である。

これは、常願寺ハイツの需用費 3,026,100 円、役務費 27,554 円、委託料 11,036,247 円であり、不用額は 39,099 円である。

第3 清掃事業特別会計

1 歳 入

平成23年度の決算額は4,848,296,274円で、予算現額に対して104.8%となっており、その内訳は次のとおりである。

(1) 分担金及び負担金

分担金及び負担金の決算額3,058,307,827円は、ごみ処理事業費負担金368,459,000円、ごみ処理施設建設事業費負担金2,061,091,000円、リサイクル事業費負担金606,371,133円、廃棄物発電施設維持管理負担金22,386,694円である。

(2) 使用料及び手数料

使用料及び手数料の決算額846,934,075円は、主に民間持ち込み可燃ごみ処理手数料である。

(3) 財産収入

財産収入の決算額242,745,290円は、メタル等売払収入54,204,401円、アルミ売払収入20,906,293円、缶・プレス品等売払収入96,972,945円、磁性金属等売払収入68,055,804円、リサイクル品売払収入954,200円、一般廃棄物処理施設整備基金(H23.3.31現在845,174,325円)の一時運用利子1,651,647円である。

(4) 諸収入

諸収入の決算額103,837,659円は、預金利子639,094円、ペットボトル有償入札抛出金37,235,409円、再商品化合理化抛出金65,633,371円、地方公務員災害補償基金過納額還付金27,837円、雇用保険料等の戻入金214,448円、自転車登録代金87,500円である。

(5) 組合債

組合債の決算額229,500,000円は、借換債である。

(6) 繰越金

繰越金の決算額366,971,423円は、平成22年度より繰越したものである。

2 歳 出

平成23年度の決算額は4,482,425,847円で、予算現額に対して96.9%となっており、その内訳は次のとおりである。

(1) ごみ処理事業費

ごみ処理事業費の決算額1,272,803,265円は、予算額1,376,253,000円に対し92.5%の執行率である。

これは、主に人件費（給料、職員手当等、共済費、賃金）404,815,986円、需用費287,194,007円、役務費112,486,701円、委託料455,046,199円、使用料及び賃借料8,731,344円、負担金補助及び交付金1,919,548円、公課費2,060,400円であり、不用額は103,449,735円である。

(2) ごみ処理施設建設事業費

ごみ処理施設建設事業の決算額2,599,353円は、予算額5,435,000円に対し47.8%の執行率である。

これは、主に需用費249,434円、役務費179,676円、委託料388,500円、積立金1,651,647円であり、不用額は2,835,647円である。

(3) リサイクル事業費

リサイクル事業費の決算額700,987,717円は、予算額735,439,000円に対し95.3%の執行率である。

これは、主に人件費（給料、職員手当等、共済費、賃金）130,106,957円、報償費199,841,715円、需用費103,388,838円、役務費25,952,935円、委託料237,542,657円、使用料及び賃借料2,452,053円、備品購入費498,750円であり、不用額は34,451,283円である。

(4) 公債費

公債費の決算額2,506,035,512円は、予算額2,506,037,000円に対し100.0%の執行率である。

これは、地方債償還元金2,356,125,054円、利子149,910,458円であり、不用額は1,488円である。

第4 廃棄物発電事業特別会計

1 歳 入

平成23年度の決算額は800,242,473円で、予算現額に対して161.7%となっており、その内訳は次のとおりである。

(1) 分担金及び負担金

分担金及び負担金の決算額271,078,000円は、廃棄物発電施設元利償還負担金である。

(2) 財産収入

財産収入の決算額325,216,678円は、電気売払収入である。

(3) 繰越金

繰越金の決算額203,947,795円は、平成22年度より繰越したものである。

2 歳 出

平成23年度の決算額は489,920,051円で、予算現額に対して99.0%となっており、その内訳は次のとおりである。

(1) 廃棄物発電事業費

廃棄物発電事業費の決算額218,843,607円は、予算額223,807,000円に対し97.8%の執行率である。

これは、主に人件費（給料、職員手当等、共済費）19,294,515円、需用費25,596,480円、委託料150,772,962円、負担金補助及び交付金22,619,694円であり、不用額は4,963,393円である。

(2) 公債費

公債費の決算額271,076,444円は、予算額271,078,000円に対し100%の執行率である。

これは、地方債償還元金252,955,224円、利子18,121,220円であり、不用額は1,556円である。

実質収支に関する調書

一般会計

区 分		金 額（千円）
1. 歳 入 総 額		9 0 , 0 2 9
2. 歳 出 総 額		8 0 , 4 7 5
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		9 , 5 5 4
4. 翌年度 へ繰り越 すべき財 源	①継続費通次繰越額	0
	②繰越明許費繰越額	0
	③事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額		9 , 5 5 4
6. 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰 入額		0

実質収支に関する調書

清掃事業特別会計

区 分		金 額（千円）
1. 歳 入 総 額		4, 8 4 8, 2 9 6
2. 歳 出 総 額		4, 4 8 2, 4 2 6
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		3 6 5, 8 7 0
4. 翌年度 へ繰り越 すべき財 源	①継続費通次繰越額	0
	②繰越明許費繰越額	0
	③事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額		3 6 5, 8 7 0
6. 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰 入額		0

実質収支に関する調書

廃棄物発電事業特別会計

区 分		金 額（千円）
1. 歳 入 総 額		8 0 0 , 2 4 2
2. 歳 出 総 額		4 8 9 , 9 2 0
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		3 1 0 , 3 2 2
4. 翌年度 へ繰り越 すべき財 源	①継続費通次繰越額	0
	②繰越明許費繰越額	0
	③事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額		3 1 0 , 3 2 2
6. 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰 入額		0